

令和元年9月6日
北海道管区行政評価局

「道の駅」の運営・管理等に関する調査 《改善通知に対する改善措置の概要》

北海道管区行政評価局では、平成30年10月から31年3月にかけて、「道の駅」に求められている各種機能の効果的な発揮を推進する観点から、「道の駅」の運営・管理の実態等を調査し、北海道開発局に対して、必要な改善措置を講ずるよう改善意見を通知しました（平成31年3月22日）。

今般、その改善措置状況について、北海道開発局からの回答（令和元年8月27日受理）の概要を取りまとめましたので公表します。



【本件照会先】

担 当：北海道管区行政評価局 評価監視部第一評価監視官 熊谷
電 話：011-709-2311（内線3142）／011-709-1806（直通）
F A X：011-709-1843
メー ル：hkd11@soumu.go.jp

本報道資料は、北海道管区行政評価局のホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido/setumei_a.html

1 バリアフリー化の対応状況 ～様々な利用者にとってのやさしい施設に向けて～

主な調査結果

結果報告書P138～158

「道の駅」では、駐車場とトイレ間を結ぶ主要な歩行経路でのバリアフリー化が必要

- 点字ブロックが敷地内に敷設されていない例、敷設箇所が一部のみとなっている例あり
- 北海道開発局と設置者との連携不足により、身体障害者等用駐車スペースからトイレまでの点字ブロックが一体的に敷設されていない例あり



他の「道の駅」での工夫

- 北海道開発局と設置者が連携し、敷地内の点字ブロックを一体的に敷設している例あり

- 敷地内の歩道終点に行き止まりであることを示す警告ブロック等が敷設されていない例あり
- 身体障害者等用駐車スペースの屋根の設置状況が「道の駅」によって区々となっている例あり

北海道開発局への改善通知

- 一体型「道の駅」として施設の整備、更新等を行うに当たって、バリアフリー法の趣旨を踏まえ、「道の駅」の状況に応じた施設整備を徹底するとともに、設置者が整備する施設との一体性を確保することが求められる場合には、一体性の確保に向けた協議を行い、対応を要請すること。

(注) 「バリアフリー法」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の略称である。

北海道開発局の改善措置

- 平成31年3月に、今回の調査結果及び改善通知の内容について、開発建設部と共有
- 指摘のあった事例も踏まえ、バリアフリー化に配慮した施設の整備、更新等を適切に行っていく
- 「道の駅」設置者が整備する施設と一体性を確保する必要がある場合については、開発建設部を通じて「道の駅」設置者との協議の場を設け、対応を要請していく

2 情報発信機能の発揮状況 ～知りたい情報の円滑な入手に向けて～

主な調査結果

結果報告書P159～173

北海道開発局は、北海道と協力し、「道の駅」で利用できる無料公衆無線LAN(道の駅SPOT)の整備を推進

道の駅SPOTに接続した場合に表示されるポータルサイトからは、道路交通、気象、災害、観光等の情報閲覧が可能

- 道の駅SPOTに接続することができなかった例あり
- 利用開始手続が変更されたにもかかわらず、以前の利用案内が掲示されたままとなっている例あり
- トイレ等の24時間利用可能な施設と24時間利用可能でない施設のいずれも接続可能であるにもかかわらず、利用案内が一方の施設にしか掲示されていない例あり
- 利用案内が、日本語又は英語のいずれか一方でしか掲示されていない例あり



道の駅SPOTのポータルサイト

北海道開発局への改善通知

- 道の駅SPOTの接続状況について、機会を捉えて「道の駅」で点検・確認するとともに、確認を補完するため、必要に応じて設置者等に対し協力を要請すること。
- 道の駅SPOTについて、外国人利用者を含む利用者が円滑に利用できるよう、必要に応じて設置者等の協力を得て、サービス内容や利用開始手続をより積極的に周知すること。

北海道開発局の改善措置

- 平成31年3月に、今回の調査結果及び改善通知の内容について、開発建設部と共有
- 道の駅SPOTの接続環境の確保のため、日常的な点検・確認等を継続して行っていく
- 道の駅SPOTの利用に関わる周知については、「道の駅」設置者等と調整した結果、平成31年4月26日までに、指摘のあった「道の駅」において外国語ポスターの追加掲示等を実施。今後も「道の駅」設置者等と連携して積極的な周知を行っていく

3 利用者に対する案内状況 ～より分かりやすい案内に向けて～

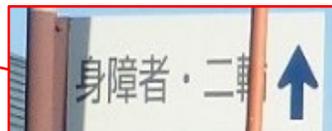
主な調査結果

結果報告書P174～180

- 身体障害者等用駐車スペースの場所が分かりづらい例あり

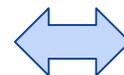


駐車スペースの方向を示す案内板



案内板が示す方向

※ 案内板に従って進行した先に、駐車スペースの場所を示す案内板や路面標示等が未設置



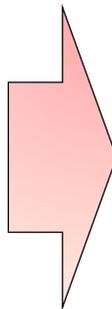
他の「道の駅」での工夫

- 駐車場入口付近からも駐車場所を確認できる大型の案内板を設置している例あり

- 「道の駅」に整備されている施設が、国道の案内標識には表示されていない一方、進行した先に設置された別の案内標識には表示されており、案内の一体性が確保されていない例あり
- 国道の案内標識にEV（電気自動車）用充電設備のピクトグラムが表示されていない例あり

北海道開発局への改善通知

- 施設・設備の案内標識、案内板等の設置又は更新時のほか、機会を捉えて誘導や案内の一体性や連続性について確認を徹底するとともに、当局が把握した事例を含め、必要な改善を図ること。



北海道開発局の改善措置

- 平成31年3月に、今回の調査結果及び改善通知の内容について、開発建設部と共有
- 現地の状況を確認し、必要な改善については適切に対応していく